

## 広島県教育委員会規則第二号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

### 広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表管理部の部総務課の項中「人事係、経営戦略係」を「調整係」に改め、「情報化推進係」を削り、同部教職員課の項中「管理係」を「教員免許係」に改め、同部施設課の項中「管理係、」を削り、同部健康福利課の項中「管理係」を「福利調整係」に改め、同部文化財課の項中「管理係、」を削り、同表教育部の部学校経営支援課の項中「教職員定数係」の下に、「情報化推進係」を加え、同部スポーツ振興課の項中「管理係」を「企画調整係」に改める。

第六条総務課の項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第二十四号までを三号ずつ繰り上げ、第二十五号を次のように改める。

二十二 公益財団法人広島県教育事業団に関する事。

第六条総務課の項中第二十六号を第二十三号とし、第二十七号を第二十四号とし、同条施設課の項第三号中「総務課」を「教育部学校経営支援課」に改め、同条健康福利課の項第七号を次のように改める。

七 一般財団法人広島県教育職員互助組合に関する事。

第六条文化財課の項第九号中「財団法人広島県教育事業団」を「公益財団法人広島県教育事業団」に改める。

第七条学校経営支援課の項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 情報化施策の推進(情報教育に係る教育指導及び研修に関する事務を除く。)並びに情報管理に関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。

五 県立学校の施設及び設備の整備(情報整備に係るものに限る。)に関する事。

第七条教育改革推進課の項第三号を次のように改める。

三 グローバル化に対応した教育の推進に関する事。

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表管理部教職員課の項の次に次のように加える。

教育部教育改革推進課

グローバル教育監

別表第一号の表中第七号の五を第七号の六とし、第七号の四の次に次の一号を加える。

七の	経営企画	部	上司の命を受け、教育行政の運営に関する総合調整の事務を総括及び整理する。	管理部に必要に応じ置く。
----	------	---	--------------------------------------	--------------

別表第一号の表第十号、第十号の二、第十一号、第十三号及び第十八号から第二十号までの規定中「課」を「部及び課」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。